

入札制度の一部見直しについて

建設工事における近年の物価や労務費の上昇を踏まえ、入札参加可能ランクの価格（発注基準額）を引き上げます。

また、総合評価落札方式において、県産品・リサイクル製品及び県内開発建設技術の更なる活用と技術者の適切な評価を図るため、評価基準を一部見直します。

<改正概要>

1. 発注基準額の引き上げ（別紙1）

- ・物価が急激に高騰し始めた令和2年以降の上昇率にあわせ、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事における発注基準額を1.2倍に引き上げます。

2. 総合評価落札方式の「評価基準」の一部見直し

（1）「県産品、リサイクル製品」及び「県内開発建設技術」の積極利用（別紙2）

- ・過去の使用実績に基づく評価を廃止するとともに、これまで評価対象外としていた仮設資材と脱炭素の観点から紀州材を使用した製品を評価対象に加えることで県産品等の更なる活用を促進します。

（2）配置予定技術者の「過去4年間の工事成績の平均値」（別紙3）

- ・土木一式Aランク工事の工事成績評定点が上昇していることから、評価基準となる過去4年間の工事成績の平均値の上限を75点から78点に引き上げます。

令和8年6月1日以降の入札公告から適用

（連絡先）

県土整備部県土整備政策局技術調査課 企画調査班
担当：内田、柴田（総合評価、土木の発注基準額）
電話：073-441-3082（内線：3082）
県土整備部県土整備政策局技術調査課 技術基準班
担当：西中（県産品、県内開発建設技術）
電話：073-441-3083（内線：3083）
県土整備部都市住宅局公共建築課
担当：吉田（建築・電気・管の発注基準額）
電話：073-441-3248（内線：3248）

1. 発注基準額の引き上げ

土木一式工事

ランク	総合点数	発注基準額(予定価格の税抜き)			入札方式	予定価格	ダンピング 対策
		現行		変更			
A	1000～	1億円以上		<u>1.2億円以上</u>	総合評価 落札方式	公事後	調査(事後公表 基準価格)
		5000万円以上 1億円未満		<u>6000万円以上 1.2億円未満</u>			
		3000万円以上 5000万円未満		<u>3600万円以上 6000万円未満</u>			
B	880～999	1500万円以上 3000万円未満		<u>1800万円以上 3600万円未満</u>	最低価格 落札方式	事前公表	最低(事後公表 制限価格)
C	750～879	600万円以上 1500万円未満		600万円以上 <u>1800万円未満</u>			
D	～749	600万円※未満		600万円未満			

※Dランクは令和6年度に500万円未満から600万円未満に引き上げ済

建築一式工事

ラン ク	総合点数	発注基準額(予定価格の税抜き)			入札方式	予定価格	ダンピング 対策
		現行		変更			
A	700～	1億円以上	➡	<u>1.2億円以上</u>	総合 評価 落札 方式	公 事 表 後	調 査 基 準 価 格 (事後公表)
		3000万円以上 1億円未満	➡	<u>3600万円以上</u> <u>1.2億円未満</u>		事 前 公 表	
B	600～699	1000万円以上 3000万円未満	➡	<u>1200万円以上</u> <u>3600万円未満</u>	最低 価格 落札 方式		最 低 制 限 価 格 (事後公表)
C	～599	1000万円未満	➡	<u>1200万円未満</u>			

電気工事、管工事

電気工事					管工事					入札方式	予定価格	ダンピング 対策
ラン ク	総合点数	発注基準額(予定価格の税抜き)			総合点数	発注基準額(予定価格の税抜き)						
		現行		変更		現行		変更				
A	660～	1億円以上	➡	<u>1.2億円以上</u>	690～	1億円以上	➡	<u>1.2億円以上</u>	総合 評価 落札 方式	公 事 表 後	調 査 基 準 価 格 (事後公表)	
		3000万円以上 1億円未満	➡	<u>3600万円以上</u> <u>1.2億円未満</u>		3000万円以上 1億円未満	➡	<u>3600万円以上</u> <u>1.2億円未満</u>				
B	520～659	800万円以上 3000万円未満	➡	<u>1000万円以上</u> <u>3600万円未満</u>	580～689	800万円以上 3000万円未満	➡	<u>1000万円以上</u> <u>3600万円未満</u>	最低 価格 落札 方式	事 前 公 表	最 低 制 限 価 格 (事後公表)	
C	～519	800万円未満	➡	<u>1000万円※未満</u>	～579	800万円未満	➡	<u>1000万円※未満</u>				

※100万円単位としています。

その他の工種については、複数のランクを設定していないため、あらかじめ定めた発注基準額はありません。

2. 総合評価落札方式の「評価基準」の一部見直し

(1) 「県産品、リサイクル製品」及び「県内開発建設技術」の積極利用

これまで本設資材に限定していた評価対象資材に、ロードコーン、工事看板等の仮設資材や紀州材製品も評価対象に加え、更なる県産品等の利用を促進します。

また、これに伴い全ての工事において県産品の提案が可能となることから、過去の使用実績の評価を廃止します。

(入札時の提案方法等、詳細については「総合評価落札方式にかかる事務手引き」を5月に改定しますので、技術調査課 HP をご確認ください。)

【現行】

評価内容	評価基準	配点
県産品、リサイクル製品 (1.0 点)	①過去3年間で使用実績(2.93 点以上)あり(削除)	5 件以上 1 点
		2 件以上 5 件未満 0.5 点
	②過去1年間で使用実績(2.93 点以上)あり(削除)	1 件以上 1 点
	③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用	1 点
	④上記①②③以外	0 点
県内開発建設技術 (0.1 点)	⑤過去3年間で使用実績あり(削除)	0.1 点
	⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1 点
	⑦上記⑤⑥以外	0 点

【変更】

評価基準	配点
① 見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県産認定リサイクル製品」と明記している建設資材の全数使用を提案	0.8 点
② 上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1 点
③ 上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m ³ 以上の使用を提案(新規)	0.1 点
④ 上記①②③以外	0 点
⑤ 「県内開発建設技術」の中から1品目全数使用を提案	0.1 点
⑥ 上記⑤以外	0 点

- ・新たに評価対象とする仮設資材と紀州材を使用した県産品 (例)

仮設資材 (県産品)

ロードコーン

コーンバー



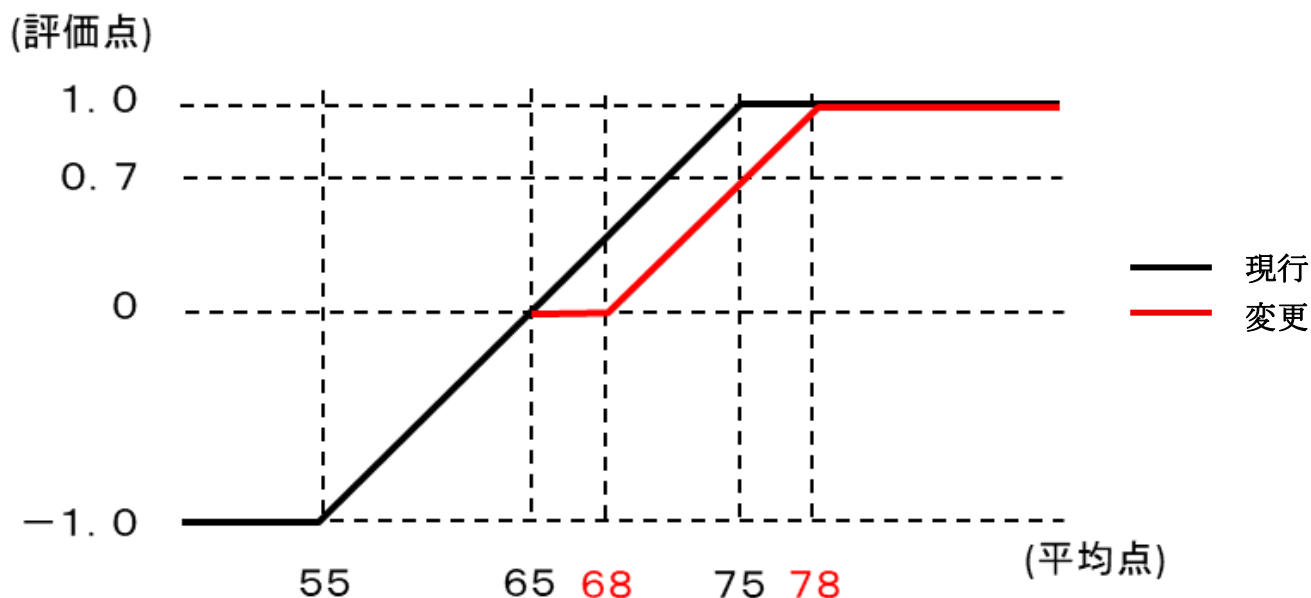
紀州材の工事看板 (県産品)



(2) 配置予定技術者の「過去4年間の工事成績の平均値」

土木一式Aランク工事の工事成績が上昇し、約9割が75点以上（平均78点）となっていることから、入札者の成績を適切に評価し、工事の更なる品質向上を図るため、土木一式Aランク工事における評価基準の上限を78点に引き上げます。

【現行】			【変更】	
評価内容	評価基準	配点	評価基準	配点
過去4年間の工事成績の平均値	75点以上	1点	78点以上	1点
	65点以上 75点未満	0～0.9点	68点以上 78点未満	0～0.9点
	65点	0点	65点以上 68点未満	0点
	55点以上 65点未満	-1～-0.1点	55点以上 65点未満	-1～-0.1点
	55点未満	-1点	55点未満	-1点



配点イメージ